

広島県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団村上整形 外科	呉市西中央一丁目六番一号	平成二五年三月三十一日
しまなみ薬局	尾道市因島土生町荒神平二二五七番 地一	平成二五年四月三〇日
佐々木医院	三次市三次町一五四二番地六	平成二五年三月三十一日
あおば歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番二三号	平成二五年三月三十一日
安芸高田市横田診療所	安芸高田市美土里町横田二〇一四番 地一	平成二五年四月三〇日
安芸高田市美土里診療 所	安芸高田市美土里町横田一五九七番 地六	平成二五年四月三〇日
西村内科医院	安芸郡府中町鹿籠一丁目一八番一五 号	平成二五年三月三十一日
正覚医院	世羅郡世羅町大字安田六番地二	平成二四年二月一日